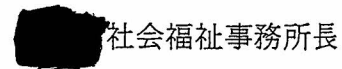


裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名



処分庁



社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成19年1月18日付けで提起された処分庁が平成18年12月7日付け福第626号で請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

請求人は、本件処分について、その取消しを求めているものと解されるので、以下そのように扱うこととする。

2 審査請求の理由

請求人の審査請求の理由は、審査請求書に記載のとおりである。（別添1参照）

第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、平成19年1月26日付けで処分庁から提出のあった弁明書に記載のとおりである。(別添2参照)

第3 請求人の反論

請求人の反論は、平成19年2月13日に当庁が受け付けた反論書(以下「反論書」という。)に記載のとおりである。(別添3参照)

第4 当庁の認定事実

審査請求書及び反論書並びに当庁が行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第28条の規定により平成19年1月18日付け障第1183号で処分庁に提出を求め、それに応じて処分庁から提出のあった請求人に関するケース記録票、証拠書類等の物件(以下「物件」という。)によれば、次の事実が認められる。

- 1 平成17年12月7日、請求人の叔母[REDACTED](以下「叔母」という。)が死亡し、平成18年5月13日、叔母の夫であり請求人の叔父である[REDACTED](以下「叔父」という。)が死亡した。
- 2 平成18年11月30日、処分庁は、叔父が亡くなった後、叔父の年金等の管理を請求人が行っているため、収支状況がわかる書類を提出するよう請求人に法第27条の規定により口頭による指導指示を行った。
- 3 平成18年12月6日、請求人は、叔父及び叔母名義の通帳の写し等を処分庁に提出した。
- 4 平成18年12月7日、処分庁は、請求人に対して、本件処分を行った。なお、本件処分の通知書の廃止・停止の理由欄には、「1. 資産の相続により廃止します。」と記載されている。

第5 当庁の判断

- 1 本件処分においては、その通知書の廃止・停止の理由欄に「1. 資産の相続により廃止します。」とあるだけで、当該「資産」が何を指すのか明記されていないが、物件から判断すると、叔父の土地及び家屋並びに叔母及び叔父の預貯金(現金を含む。以下「預貯金等」という。)を指しているものと推測される。
- 2 さて、法及び法の運用通知によれば、保護の実施機関が、土地、家屋、預貯金等の資産(以下「資産」という。)を被保護者が相続したことを理由に、当該被保護者

の保護を廃止できるのは、次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合、又は(1)及び(2)のいずれにも該当する場合である。

- (1) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされているとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「厚生事務次官通知」という。)の第3によれば、最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、①その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの、②現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの、③処分することができないか、又は著しく困難なもの、④売却代金よりも売却に要する経費が高いもの及び⑤社会通念上処分させることを相当としないものを除き、原則として処分の上、最低限度の生活の維持のために活用させることとされている。

また、法第27条第1項によれば、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とされ、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)で示されている「生活保護法による保護の実施要領」の第9の2の(1)によれば、保護の実施機関は、保護受給中の者が資産の活用を怠り、又は忌避していると認められるときは、同条の規定による指導指示を行うこととされているとともに、同通知の第9の2の(4)によれば、同条の規定による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、又は目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととされている。

さらに、法第62条第1項によれば、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とされているとともに、同条第3項によれば、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とされている。

なお、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第19条によれば、

「法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によつて行つた指導又は指示に、被保護者が従わなかつた場合でなければ行使してはならない。」とされているとともに、法第62条第4項によれば、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」とされている。

したがって、これらの法及び運用通知の規定により、保護の実施機関は、被保護者が資産を相続した場合には、被保護者が当該資産を所有し、又は利用することを容認するか否かをまず判断しなければならない。なお、その判断を行うに当たっては、当該資産の価値及び被保護者の所有権の持分が重要な要素となることは当然である。そして、被保護者が当該資産を所有し、又は利用することを容認しない場合で、かつ、被保護者が当該資産の活用を怠り、又は忌避していると認められる場合には、法第27条の規定による指導指示を行うことになる。そして、この指導指示は口頭により行うことが原則であるが、口頭による指導指示によつて目的が達せられなかったとき、又は目的を達せられないと認められるとき等は、書面による指導指示を行うこととなる。さらに、被保護者がなお書面による指導指示に従わなかつた場合に、保護の実施機関は、法第62条第4項に定める所定の手続を経て、保護の変更、停止又は廃止の処分を行うことができるのである。

- (2) 法第26条によれば、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされているとともに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)で示された「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の第7の問12では、同条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準が示されており、これによれば、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、保護を廃止すべき場合であるとされている。

また、厚生事務次官通知の第8によれば、保護の要否は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と厚生事務次官通知の第7によつて認定した収入との対比(以下「保護の要否判定」という。)によつて決定することとされている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者が収入認定が可能な預貯金等を相続した場合には、保護の要否判定を行い、その結果、相続後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときに、保護を廃止できるのである。

- 3 ところで、本件処分では、処分庁において、請求人が相続したとされる土地及び家屋の資産価値並びに請求人の当該資産の所有権の持分についての調査・把握が行われていない上、請求人が当該資産を所有し、又は利用することを容認するか否かの判断が行われたことを証する物件もない。さらには、処分庁は、本件処分を行うに先立ち、請求人に対して、当該資産の活用について法第27条の規定による書面による指導指示を行っていないし、法第62条第4項に定める所定の手続も経ていない。

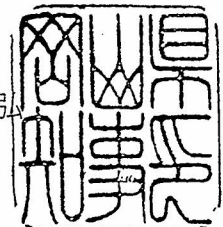
また、処分庁において、請求人が相続したとする預貯金等の額について特定されておらず、さらには、当該預貯金等を相続したことに伴う保護の要否判定が行われたことを証する物件もない。

したがって、本件処分は、当該処分を行うと判断した法的根拠が明確でなく、また、本件処分を行うに至った手続にもかしがあるため、法及び運用通知に反しているものと認められる。

- 4 以上のとおり、本件処分は違法及び不当なものであり、本件審査請求には理由があると認められるので、行政不服審査法第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成19年3月7日

岡山県知事 石井正弘



別添 1

審 査 請 求 書 (正・副)

生活保護法に基づく平成18年12月7日付け

第 624 号による

社会

福祉事務所長の処分について不服ですから、審査を請求します。

平成19年 1 月 18 日

審査請求人 住 所
氏名又は名称

[Redacted]

年齢 [Redacted] 歳

岡山県知事 石 井 正 弘 殿

1 不服の趣旨及び理由

別紙、126に記載

2 処分を知った年月日

平成18年12月7日

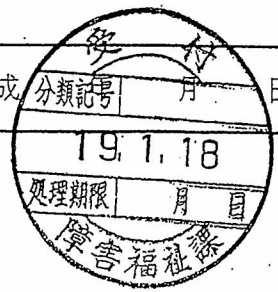
3 不服申し立ての教示の有無及びその内容

有 無

有の場合、その内容

〔 廃止決定通知書に書いてあるとおり。 〕

福祉事務所 受 付	平成 年 月 日	県 受 付	平成 年 月 日
--------------	----------	-------	----------



別紙(1)

平成十七年

まず今回の事は、^{平成十七年}三月七日に叔母危篤
から始まりました。その日叔父の従兄弟の
妻二人が私の所に来て、今後の事を私に頼む
と何回も私に訴える様に言いました。

私は小さい時から叔父叔母に身内らしく事を、
してもらうた記憶がありません。従兄弟の人達も、
その事を良く知っており、私の所に言って来るのを、
ためらったと後で聞きました。叔父はその時養老院
に居て寝たきりの状態でした。私が病院に行つた時
叔母は時間の問題でした。私が病院に行く前に
従兄弟の妻二人は、叔母のハードバックの中の
サイフ及貯金通帳の中を調べました。

サイフの中の現金は、^{〇〇}円でした、叔母の貯金は、^{〇〇}円
叔父の貯金は、^{〇〇}円でした。それを知りて私は、
かくせーとしました。これからかかる葬儀の費用

別紙(2)

一、三、七回忌の費用など、私には、
持病があり、急に、それを押さえるのは心死で
した。その上叔母には、
その事まで聞いて左時には、途方にくれました。
でも私か世話をしなくては、誰もしてくれる人け
りません。これか叔父、叔母かそれなりのお
金を持つていたなら、私の事が眼中になかっただと
思います。従兄弟の人達は、さうゆう人達です。
まず叔母の葬儀の費用を香典で賄えるかかと聞いて
います。左か、親戚も少なく、
赤子は後で叔母の年金か一回出たのと叔父の年金
で済ませました。そして、五月に叔父も亡かり
同じ様な葬法でなんとかしのきまいました。
今回、
財産相続により私の生活保護廃止の理由

別紙 (3)

財産の内訳、築三十五年のブロック二階立ての家、土地は叔父の父名義です。戸籍を調べたら、叔父は父親の籍には入っていませんでした。^{用心}知をいりなかつたのです。戦争中の事なので、そうまで重要な事ではなかつたのでしよう。生きている事かなかなかできないう時代をたそうです。そうゆう訳で叔父の遺産は家をけです。その家も私一人が相続した訳ではなく、ほかにも何人かの法定相続人がいるのです。そうゆう事を調べたのかどうかは、分かりませんが、たぶん調べたのではないと思えます。何故かとまいますと、廃止になつたのは、十二月六日で、その後八日の日に、**〇〇**氏(担当官)が姉の所に行って、松達の親族の事の色を聞いて帰つたそうです。そんなデータがあるか調べてもいらないです。

別紙(4)

廃止の決定をくた、
福祉課のやり方には
怒りを覚えます。廃止決定書を持つて来左、
氏と上司の氏の対応もひどいものでした。
十二月七日その日は、叔母の一周忌の日でした。
急いでこりれて家に入ってもなかなか座わらず
二度三度座ゆるようにはすすめてやうと座わって
くれまゝした。十二月五日に叔父、叔母の通帳を持って
くる様に言われ、持つて行くこと、そこにはは、氏は
いなく、来てももうう様に電話をしてもらうたり
忙しいから、コピーをけしてくれと言ったそうです、
私は、色々説明があるので、後日会って話を聞いて
もらう様に伝えました。そして来左の付、二日後の
七月にこりれました。その用件が話合ひではなく
廃止決定書でした。私は当然納得できません、少し大
きな声で抗議しました。そして左う氏が病人の

戸、家に居たのは五と六分です。

別紙(5)

わりには大ききが声が出らんじやかと柳揄する

ように私に言ってもう帰ろうと [redacted] 氏に言つて

席を立って帰りました。私の説明はまづ左

聞こうとしません。左の聞きこくは左の聞きこく

ありませぬ、その時すでに廃止決定して左の聞きこく

から、こんが理不尽な事事で、福祉の仕事が成り立つ

のしようか、福祉の仕事をしていける人は、本當に困つてい

る人の話を良く聞いて救善の方法を選び困つて

いる人の生活を少一でも良くするのが又いのケアを

するのが仕事なんじやう、私にした今回の事は

福祉課全体で私個人に對するイジメもそれをも命

にかかわるイジメです。今私には病院にも行け

ず [redacted] 一回四回注射、 [redacted]

[redacted] で十五年間飲んでいる薬もお金が無いのでは見えん

このままでは、事と二人死ぬのを待つだけだ

別紙 (6)

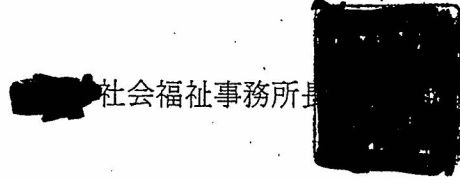
その事柄は、福紅線の人には十分知っているので、
知っているので、さうゆう決定を、市の人には、私
せう右い許せません。私なりに徹底的に戦う
覚悟です。命の続かかぎり。

今回の廃止決定に不服審査請求しても、
再度保護申請しなくてはならないと聞きましたか、
審査は二、三カ月かかると聞きました。とてもそこまで
生活できません、
即時廃止決定の撤回を切に望みます。

弁 明 書 (正・副)

平成19年1月26日

岡山県知事 石 井 正 弘 殿



審査請求人 [Redacted] (以下「請求人」という。) から提出のあった審査請求について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

請求人が提起した平成18年12月7日付け、[Redacted] 福第626号、保護廃止決定処分(以下「本件処分」という。) に対する審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 請求人の主張

請求人は、審査請求書において次のとおり主張している。

① 死亡した叔母及び叔父保有の預貯金等について

平成17年12月に死去した叔母の葬儀を行うために叔母が保有していた現金及び預金 ([Redacted] 円余) を消費したが、香典を加えても費用を賸えず、[Redacted] 円位の赤字となり、叔母の未支給分であった年金と叔父の年金を支払いに充てた。

また、平成18年5月に死去した叔父の葬儀についても、叔母の時と同様に執り行った。

② 土地家屋の相続について

築35年の家屋は叔父名義、土地は祖父名義であり、私の他にも法定相続人が数名存在している。

(2) 当事務所の弁明

当事務所として、請求人の主張のそれぞれについて、次のとおり弁明する。

① の主張について

叔母及び叔父が死去した際、故人の保有資産並びに処分方法について、当事務所への申告がなされておらず、葬祭扶助の申請や相談も一切行われていない。

また、叔母が死去して以後の資産管理は請求人が行っており、さらに未支給分の年金は請求人が受領しているが、請求人から平成18年12月5日に提出のあった



故人の預金通帳の写しによると、払戻を受けた金員が多額に上り、請求人が故人のために消費したとして同時に提出のあった葬儀代明細やローン契約書からは、その合理的な証左は得られず、使途不明となっているところである。よって請求人の主張には根拠がない。

②の主張について

保護決定における請求人の住所地は、審査請求書に自らが記載した住所であるが、廃止日現在、請求人はその住所地には居住せず、叔父の所有していた家屋に少なくとも請求人の子は起居していた。

また、不服審査請求書に、平成18年12月7日に当事務所職員が、請求人と面接した際の様子を仔細に記述されているにも拘らず、「どこで」面接を行ったかの記述は一切無いが、現に面接を行った場所は、叔父名義の家に於いてであった。

このように預金同様に請求人が占有した状況であり、資産活用が可能な状況と認められる。

請求人の①、②の余の主張については、本件処分の当・不当の判断には無関係の事柄であり、特段の弁明を行うものではないが、念のため付言しておくが、当事務所としては、請求人がその叔母の死亡後に、実質的に叔父世帯の資産を管理用益していたにも拘らず、当事務所が指摘するまで一切の申告を行っておらず、なお且つ、請求人が主張するように、未だ相続が出来ていないとするならば、金銭の使途について他の法定相続人からの求めがあれば、いつでも示すことが出来るよう準備しているはずの明細や領収書等を、福祉事務所に提出することなどは容易であろうと考えるが、その使途についても曖昧な説明しか行われない状況下では、保護費の不正受給の疑いも十分あり、より厳しい処分の選択の余地もある中、法の適正実施の枠内で、保護の廃止という穏当な処分を行っているところであり、当事務所職員が請求人をイジメていると主張がなされていることは、極めて遺憾とするところである。

以上、上記弁明のとおり保護廃止の決定については適正であり、標記のとおり本審査請求の棄却を求めるものである。

①

まず、処分片からの弁明書の中の①の主張に、
 叔母及、叔父死去した祭、故人の保有資産並びに、
 処分方法や葬祭扶助の申請や相談が無かったと
 有りませんが、私としては、約七年前に、生活保護を
 受けていた弟が、死去した祭、扶助のお世話に
 なりました。その時の担当官から、扶助を受ける
 条件として、死亡した人が、生活保護を受けている
 人で、葬儀をする人も、保護を受けている人が、
 所得の低い人といった条件の説明を受けました。
 私なりに、その条件にあてはまらないと判断しま
 した。その理由は、叔母死去の祭は、まだ叔父が
 存命で、ただ、老人ホームで寝たきりの
 状態なので、自分で葬儀が出来ないので、私に扶
 けをしてほしいと、叔父に頼まれて、補佐した
 私に、喪主をしたわけではなく、後を取ったわけ
 でもない



(2)

ありません。ただ叔父及親戚の人に頼まれて

補佐をしただけですので、葬祭扶助の条件外だと思

い、保護事務所の方には届けませんでした。

その後の次資産管理は、私は好んで

したわけではなく、叔母の債務整理があり、前に

私は、弟の死後、弟の債務整理をした事を

親戚の人がよく知っていて、私にどうしても

してほしいと強く懇願され、叔母の債務の相続

放棄、葬祭費不足の後しました。

叔母の死去、一回出る年金を農協から出す時、

法定相続人の人数及戸籍証明、叔父の

委任状、相続人全員の承諾書、以上の

書類を提出しやっと出た年金を葬祭費

不足の方にまわして済まし、その事を四十九日の

夜、親戚に報告しました。領収書も見せました。

③

ですが、領収書の中には、お寺さんのお布施の分

は入っていません、ちなみにお布施、
[] 円、車代

[] 円、寄付 [] 円 計 [] 円、これは葬儀の時

その後、四十九日に、お布施、
[] 円、車代 [] 円、寄付

[] 円、計 [] 円 などがいります。

葬儀の不足分は、親戚の人に借りて後で叔父の

年金で支払いました。その事は、全部叔父に

報告をし、納得してもらいました。

叔父の年金の受領を私がした理由は、

こけまでの事務処理を全て私がした事から

農協の要請で一人代表を任命して預金の

管理人を決めてほしいと言われ、親戚の管理の

もと私が決められたのです。保護事務所の

言われる、私が管理用益したただの占有したただの

事情も知らず決めつけられるのは、非常に外です。

(4)

ともども、こういった、私からの弁明は、廃止決定
する前に私に弁明の機会を与えてくれ
ていさろ分る事です。平成十八年十二月五日に
市役所 [redacted] 支所で担当管ふる、叔父、叔母の
預金通帳の提示を求められ、私が持つて行
き、叔父、叔母の財産の事で説明が有るので
時間を作ってくれたいとお願したのに、二日後に後午
三時頃、それも雨の中ころれ、私は、こっきり
訴訟を聞いてくねると思ひ寒いのので、ストロブの
ある叔父の家かいらと思ひ、そこに行ってもう
まいした。後は、前、審査請求書に書いた通り
です。

葬儀費用の概要は別紙に書いてあります
基本は、叔母、叔父の費用は、葬儀が近かつた
事もありほとんど何いできてました。取扱低
てました。

⑤

これだけは、強く言いたいです。私は、叔父の葬儀の時も、喪主ではなく、あくまで補佐でいました。

叔父の預金があり、葬祭扶助の対象になるとは、思いませんでした。保護事務所への報告も必要

だと思いませんでした。ちなみに、平成十八年十二月の叔母の一周忌を済ませた時点で費用が、

■■■■円かかりました。

あと平成十九年五月に叔父の一周忌の費用■■■■円

十二月に叔母の三回忌■■■■円。平成二十年五月に

叔父の三回忌の費用■■■■円などが、予定です。まだまだ、お金がかかります。

これをふまえて、保護事務所の言われる、

管理用益、預金が多額だとおぼやかるので、私か

私用に使った様に弁明書に書かれていますか

私にとってはい外です。

⑤

②の主張で保護決定における請求人の住所
といつたくだりがありませんが、今回の相続につき
廃止決定には、あまり関係は無いと思ひます。
その説明をするに長くなりまのではぶきます。
請求人の事は起居してたとあります。
その事は、叔母が死去した時に、叔父の強い要請
で、叔母の位牌及先祖の位牌もあり
空き、屋にする事は出来ないので、私に住んで
くれと言われまいたが、私には、それが出来な
いので、因つていたが、今年二十三才になる私の
次女が、私が住んでお世話をすると言つてくれま
した。私に反対する理由もないので、その事を
叔父に報告すると、とても喜んでくれまいた。
そういう理由で私の子が住んでいきます。弟を
姉一人では心配だと言つて一緒に住んでいきます。

①

金銭の使途について他の相続人からの求めで領収書の提示と云うのがありますが、叔母及叔父の葬儀の後に親戚及相続人にすべて見てもらい説明をして納得してもらっているのだから、そんなに後々必要だと思いませんので、色々な封筒に入れていきまして、叔父の葬儀の後のみんなで、たかたづけの取組みの領収書が紛失していき、色々今回の事、ござがーまーたが、残年な事に見つかりません。今、見つかっている物は提出します。

取組後に、処分庁の担当者の人に、いくつかお聞きしたい事が有ります。私は今回の廃止にあたり、自分が色々な法律にあまりに無知だと知り、色々な書店をあたり、「金銭保護関係法令通知集」という本を買いました。この本によれば「別紙コピ」保護の変更、停止又は廃止の(1)に

⑧

予め、当該処分をしようとする理由、弁明すべき日時
及場所を通知し弁明の機会を与える必要がある。
とあります。私に弁明の機会を与えてくれない
せんでしたね。又別紙コピーの線引の所、この所
に六カ月以上継続して生活できるだけの収入が廃止
には必要とあります。私にそれだけの
収入があったのでしょうか。このように廃止決
定する前にしなければならぬ職務をせず
臆測、推測で、私にとっては、生か、死にの決定
をいとも簡単に決定をするとは、それを
処分片の上司の人も何の感慨もなく決定
の印を押すとは、理解できません。私は今回の
決定で、病気が悪化し、正月過ぎまで寝込みま
した。このまでの事は、私の私利欲でしたのでなく
あくまで善意でした事です。

今とても困っている事は、病院で世帯している、
 薬です。[redacted]と、[redacted]の薬で
 す。今はお金が払えないので、待つてもらっていきませんが
 この間、薬を注文をして、妻がもらいに行ったり、
 受付でほかの患者がうる前にお金の話しをせ
 れ、事務の人に嫌な顔をされ、妻は泣いて帰って
 来ました。このままでは、病院にもいづも通り行けま
 せん、とても神経が疲れて、ソマで保つかかり
 ません。妻も[redacted]で、私より重くなっているか
 ら、おれません。早く検診に大きな病院に行かせたい
 のですが、今のままでは無理です。心配です。
 生活費の方は、私の次女が[redacted]で
 [redacted]年金を世帯しているので、それを四百分、二回分
 を担保で銀行で借りてそのお金で三人食べています。
 こんと年金が入るのは、六月十五日でとてももちそうに
 ありません。これが今の私達の近況です。

覚え書きより字す。

叔父の葬儀費用

お寺 [redacted]
 葬儀社 [redacted]
 村の葬具代 [redacted]
 昼食 [redacted]
 雑費 [redacted]
 香典 [redacted]

計 [redacted] 円

昭和十九年

墓石の工料上葬儀のしるし

[redacted]
 墓石の文字彫り及他牌 [redacted]
 お寺 [redacted]
 墓石職人の寸志 [redacted]
 年当 [redacted]

仏具 [redacted]

計 [redacted] 円

叔父の葬儀費用

お寺 [redacted]
 葬儀社 [redacted]
 葬具代 [redacted]
 昼食 [redacted]
 雑費 [redacted]
 香典 [redacted]

計 [redacted] 円

昭和十九年

墓石の文字彫り及他牌

お寺 [redacted]
 墓石職人の寸志 [redacted]
 年当 [redacted]

計 [redacted] 円

叔母の一周忌費用

お寺 [redacted]
 年当 [redacted]

計 [redacted] 円

平成十八年十二月十五日現在葬儀及45日費用

総計 [redacted] 円